

## 区分所有法制の改正に関する中間試案（案）

第1	区分所有建物の管理の円滑化を図る方策	1
1	集会の決議の円滑化	1
(1)	所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み	1
(2)	出席者の多数決による決議を可能とする仕組み	2
(3)	専有部分の共有者による議決権行使者の指定	3
2	区分所有建物の管理に特化した財産管理制度	3
(1)	所有者不明専有部分管理制度	3
(2)	管理不全専有部分管理制度	6
(3)	管理不全共用部分管理制度	8
3	共用部分の変更決議の多数決要件の緩和	10
(1)	法定の多数決割合の緩和	10
(2)	規約による多数決割合の緩和	10
4	区分所有建物の管理に関する区分所有者の義務（区分所有者の責務）	12
5	専有部分の保存・管理の円滑化	13
(1)	他の区分所有者の専有部分等の保存請求	13
(2)	専有部分の使用等を伴う管理（配管の全面更新等）	13
(3)	管理組合法人による区分所有権等の取得	14

(4)	区分所有者が国外にいる場合における国内管理人の仕組み	15
6	共用部分等に係る請求権の行使の円滑化	16
7	管理に関する事務の合理化	18
(1)	集会におけるウェブ会議システムの活用	18
(2)	事務の報告義務違反に対する罰則	18
(3)	規約の閲覧方法のデジタル化	19
8	区分所有建物が全部滅失した場合における敷地等の管理の円滑化	19
第2	区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	22
1	建替えを円滑化するための仕組み	22
(1)	建替え決議の多数決要件の緩和	22
(2)	建替え決議がされた場合の賃借権等の消滅	24
2	多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消	28
(1)	建物・敷地の一括売却、建物取壊し等	28
(2)	全ての専有部分の工事を伴う共用部分の管理（一棟リノベーション決議）	32
(3)	敷地の一部売却	33
第3	団地の管理・再生の円滑化を図る方策	34
1	団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地の管理の円滑化	34
2	団地内建物の建替えの円滑化	35
(1)	団地内建物の一括建替え決議の多数決要件の緩和	35
(2)	団地内建物の建替え承認決議の多数決要件の緩和	38
3	団地内建物・敷地の一括売却	40
(1)	一括建物敷地売却決議	40

(2) 団地管理組合等の集会において必要とされる多数決要件（いわゆる全体要件）	40
(3) 各区分所有建物において必要となる賛成等（いわゆる各棟要件）	42
4 団地の敷地の分割	44
(1) 団地の敷地の共有物分割の請求	44
(2) 団地の敷地共有持分に設定された担保権の取扱い	45
第4 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	45
1 被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和	45
(1) 大規模一部滅失	45
(2) 全部滅失	46
2 大規模一部滅失時の決議可能期間の延長	47

## 第1 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

### 1 集会の決議の円滑化

#### (1) 所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み

##### ア 集会の決議からの除外

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）における所在等不明区分所有者の集会の決議の母数からの除外に関し、次のような規律を設ける。

① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該区分所有者（以下「所在等不明区分所有者」という。）以外の区分所有者、管理者又は理事の請求により、所在等不明区分所有者及びその議決権を集会の決議から除外する旨の裁判（以下「所在等不明区分所有者の除外決定」という。）をすることができる。

② 所在等不明区分所有者以外の区分所有者は、①の規律により所在等不明区分所有者の除外決定を受けたときは、管理者又は理事に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

##### イ 集会の招集の通知

所在等不明区分所有者の除外決定を受けた区分所有者に関して、区分所有法第35条の規律を次のように改める。

集会の招集の通知は、所在等不明区分所有者の除外決定を受けた区分所有者には、発することを要しない。

（注1）所在等不明区分所有者の除外決定の対象となる決議は、区分所有権の処分を伴うものを含む全ての決議とすることを想定している。

（注2）所在等不明区分所有者の除外決定及びその取消しの手続については、共有物の管理に係る決定（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第85条）や所有者不明土地・建物管理命令（同法第90条）との異同を踏まえつつ、引き続き検討する。

（補足説明）

部会資料13の第1の1と基本的に同様であるが、除外決定の取消しの手続についても検討が必要であることから、本文（注2）で所要の表現の修正をしている。

(2) 出席者の多数決による決議を可能とする仕組み

ア 集会の決議の成立

集会の決議の成立に関する規律を次のように改めることについて、引き続き検討する。

5 次の各号に掲げる集会の議事は、出席した区分所有者及びその議決権の一定の多数で決する。

① 普通決議

② 共用部分の変更決議及び復旧決議

③ 規約の設定・変更・廃止の決議及び管理組合法人の設立・解散の決議

10 ④ 義務違反者に対する専有部分の使用禁止請求・区分所有権等の競売請求の決議及び専有部分の引渡し等の請求の決議

(注1) 定足数の規律の要否や、規律を設けるとした場合の定足数の割合の在り方について、引き続き検討する。

15 (注2) 団地内建物の建替え承認決議(区分所有法第69条)において出席者の多数決による決議を可能とすることについては、後記第3の2(2)ア①【C案】として別途取り上げている。

(補足説明)

部会資料13の第1の2(1)及び(注)と基本的に同様である。

20 出席者の多数決による決議を可能とする仕組みを導入すること自体については一致しているが、その対象となる決議の範囲については意見が分かれていることから、表現を修正している。

また、第8回部会での指摘を踏まえ、団地内建物の建替え承認決議における後記第3の2(2)ア①の【C案】が、本文の仕組みの一環として位置付けられるものであることを本文(注2)で明記している。

25 イ 集会の招集の通知

集会の招集の通知に関する区分所有法第35条第1項本文の規律を次の下線部のよう

30 集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項及びその議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。

(補足説明)

部会資料13の第1の2(2)と同じである。

5 (3) 専有部分の共有者による議決権行使者の指定

議決権行使者の指定に関する区分所有法第40条の規律を次のように改める。

専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、民法（明治29年法律第89号）第252条第1項及び第2項の規定により、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。会議の目的たる事項が建替え決議等の区分所有権の処分を伴う  
10 決議であるときも、同様とする。

(補足説明)

部会資料13の第1の(3)と同じである。

15 2 区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

(1) 所有者不明専有部分管理制度

所有者不明の専有部分を管理するための新たな財産管理制度として、次のような規律を設ける。

ア 所有者不明専有部分管理命令

20 ① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分（専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分又は共有持分を対象として、所有者不明専有部分管理人による管理を  
25 命ずる処分（以下「所有者不明専有部分管理命令」という。）をすることができる。

② 裁判所は、所有者不明専有部分管理命令をする場合には、当該所有者不明専有部分管理命令において、所有者不明専有部分管理人を選任しなければならない。

30 ③ 所有者不明専有部分管理命令の効力は、当該所有者不明専有部分管理命令の

対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が  
発せられた場合にあっては、共有物である専有部分）にある動産（当該所有者  
不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有  
する者が所有するものに限る。）、共用部分及び敷地利用権（所有権である場合  
を含み、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有  
者又は共有持分を有する者が有するものに限る。以下同じ。）に及ぶ。

#### イ 所有者不明専有部分管理人の権限

- ① 所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分、所有者  
不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産、共用部分及び敷地利用権並びにその  
管理、処分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産（以下「所  
所有者不明専有部分等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明専有  
部分管理人に専属する。
- ② 所有者不明専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、  
裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善  
意の第三者に対抗することはできない。
  - ア 保存行為
  - イ 所有者不明専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改  
良を目的とする行為
- ③ 所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等  
に関する訴えについては、所有者不明専有部分管理人を原告又は被告とする。

#### ウ 所有者不明専有部分管理人の義務

- ① 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等の所有者等（所有者不  
明専有部分等の所有者及び共有持分を有する者並びに所有者不明専有部分管理  
命令の効力が及ぶ敷地利用権を有する者及び共有持分を有する者をいう。以下  
同じ。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければな  
らない。
- ② 数人の者の共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた  
ときは、所有者不明専有部分管理人は、当該所有者不明専有部分管理命令の対  
象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使  
しなければならない。

## エ 所有者不明専有部分管理人の解任及び辞任

- ① 所有者不明専有部分管理人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明専有部分管理人を解任することができる。
- ② 所有者不明専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

## オ 所有者不明専有部分管理人の報酬等

所有者不明専有部分管理人による所有者不明専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明専有部分等の所有者等の負担とする。

(注1) 所有者不明専有部分管理命令の発令手続、公示方法、所有者不明専有部分管理人による供託、所有者不明専有部分管理命令の取消手続等については、所有者不明建物管理命令(非訟事件手続法第90条)と同様とする方向で、引き続き検討する。

(注2) 本文イ①の管理処分権の内容に関し、所有者不明専有部分管理人は集会の決議における議決権の行使権限を有すると考えられるが、その範囲については、㊦建替え決議についても賛否いずれの議決権を行使することができるが、賛成の議決権を行使すべき場合は限られるとする考え方と、㊧建替え決議については賛成の議決権行使をすることができないとする考え方とがある。

(補足説明)

部会資料14の第1の1と基本的に同様である。

所有者不明専有部分管理命令の効力(所有者不明専有部分管理人の権限が及ぶ範囲)は、共用部分にも及ぶと考えられることから(部会資料5の第1の1(3)参照)、本文ア③及びイ①の対象に共用部分を加える修正をしたほか、所要の表現の修正を行っている。

部会資料14の第1補足説明3では、所有者不明専有部分管理人の議決権行使の可否について、建替え決議を含めて行使権限はあるが、建替え決議において賛成の議決権行使をすることができるのは、建替え決議成立後、所在等不明区分所有者の区分所有権の適正金額での任意売却が見込まれるなど、所在等不明区分所有者の利益に資するといえるケースに限られる旨の整理を行い、第8回会議では、これに賛成する意見があった。

これに対し、第8回会議では、一般的に議決権行使権限はあるものの、建替え決議においては賛成の議決権行使をすることはできない旨の意見があった。



上記の両説は、本文イ①の管理処分権の内容として、限定的な場面では建替えについて賛成の議決権行使が許されることがあるとするか、一切許されないとするかの解釈問題であると考えられることから、本文では取り上げていないが、異なる解釈があり得ることを本文（注2）で注記している。

5

## (2) 管理不全専有部分管理制度

管理不全の専有部分を管理するための新たな財産管理制度として、次のような規律を設ける。

### ア 管理不全専有部分管理命令

10

① 裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不相当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全専有部分管理命令」という。）をすることができる。

15

② 裁判所は、管理不全専有部分管理命令をする場合には、当該管理不全専有部分管理命令において、管理不全専有部分管理人を選任しなければならない。

20

③ 管理不全専有部分管理命令の効力は、当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分にある動産（当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）、共用部分及び敷地利用権（所有権である場合を含み、当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。以下同じ。）に及ぶ。

### イ 管理不全専有部分管理人の権限

25

① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分、管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ動産、共用部分及び敷地利用権並びにその管理、処分その他の事由により管理不全専有部分管理人が得た財産（以下「管理不全専有部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。

30

② 管理不全専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

ア 保存行為

① 管理不全専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

③ 管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の処分についての②の許可をするには、その区分所有者の同意がなければならない。

(注1) 管理不全専有部分の管理処分権は管理不全専有部分管理人に専属させず、管理不全専有部分に関する訴えにおいても、管理不全専有部分管理人を原告又は被告としないことを想定している。

(注2) 管理不全専有部分管理人は、集会の決議において、議決権を行使することはできないとすることを想定している。

ウ 管理不全専有部分管理人の義務

① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の所有者等（管理不全専有部分等の所有者及び管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ敷地利用権を有する者をいう。以下同じ。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。

② 管理不全専有部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全専有部分管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

エ 管理不全専有部分管理人の解任及び辞任

① 管理不全専有部分管理人がその任務に違反して管理不全専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全専有部分管理人を解任することができる。

② 管理不全専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

オ 管理不全専有部分管理人の報酬等

管理不全専有部分管理人による管理不全専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、当該管理不全専有部分の所有者等の負担とする。

(注) 管理不全専有部分管理命令の発令手続（陳述聴取を含む。）、管理不全専有部分管理人による供託、管理不全専有部分管理命令の取消手続等については、管理不全建物管理命令（非訟事件手続法第91条）と同様とする方向で、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料14の第1の2と基本的に同様である。

管理不全専有部分管理命令の効力（管理不全専有部分管理人の権限が及ぶ範囲）は、共用部分にも及ぶと考えられることから、本文ア③及びイ①の対象に共用部分を加える修正  
5 をしている（部会資料5の第1の2(3)参照）。

### (3) 管理不全共用部分管理制度

管理不全の共用部分を管理するための新たな財産管理制度として、次のような規  
10 律を設ける。

#### ア 管理不全共用部分管理命令

- ① 裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不相当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、管理不全共用部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全共用部分管理命令」という。）をすることができる。
- ② 裁判所は、管理不全共用部分管理命令をする場合には、当該管理不全共用部分管理命令において、管理不全共用部分管理人を選任しなければならない。
- ③ 管理不全共用部分管理命令の効力は、当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分にある動産（当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

#### イ 管理不全共用部分管理人の権限

- ① 管理不全共用部分管理人は、管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分及び管理不全共用部分管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全共用部分管理人が得た財産（以下「管理不全共用部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。
- ② 管理不全共用部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

#### ア 保存行為

① 管理不全共用部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

③ 管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の処分についての②の許可をするには、全区分所有者（一部共用部分を対象とするときには当該部分の区分所有者）の同意がなければならない。

(注) 管理不全共用部分の管理処分権は管理不全共用部分管理人に専属させず、管理不全共用部分に関する訴えにおいても、管理不全共用部分管理人を原告又は被告としないことを想定している。

#### ウ 管理不全共用部分管理人の義務

① 管理不全共用部分管理人は、管理不全共用部分等の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。

② 管理不全共用部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全共用部分管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

#### エ 管理不全共用部分管理人の解任及び辞任

① 管理不全共用部分管理人がその任務に違反して管理不全共用部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全共用部分管理人を解任することができる。

② 管理不全共用部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

#### オ 管理不全共用部分管理人の報酬等

管理不全共用部分管理人による管理不全共用部分等の管理に必要な費用及び報酬は、当該管理不全共用部分等の所有者の負担とし、当該管理不全共用部分等が数人の共有に属するときは、その共有持分を有する者が連帯して負担する。

(注) 管理不全共用部分管理命令の発令手続（陳述聴取を含む。）、管理不全共用部分管理人による供託、管理不全共用部分管理命令の取消手続等については、管理不全建物管理命令（非訟事件手続法第91条）と同様とする方向で、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料14の第1の4と基本的に同様であり、所要の表現の修正を行っている。

オの修正は、管理不全共用部分が管理所有（区分所有法第11条第2項、第20条）とされている場合もあり得ることを踏まえたものである。

### 3 共用部分の変更決議の多数決要件の緩和

共用部分の変更に関する区分所有法第17条第1項の規律を次のように改めることについて、引き続き検討する。

#### (1) 法定の多数決割合の緩和

##### ア 法定の多数決割合

【A案】 基本的な多数決割合を区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上とした上で、イの客観的事由がある場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【過半数】とする。

【B案】 基本的な多数決割合を現行法どおり区分所有者及び議決権の各4分の3以上とした上で、イの客観的事由がある場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【3分の2以上】【過半数】とする。

【C案】 多数決割合を現行法どおり区分所有者及び議決権の各4分の3以上とした上で、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする（前記1(2)ア②参照）。

##### イ 客観的事由

【 $\alpha$ 案】 区分所有建物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、その瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更

【 $\beta$ 案】 区分所有建物が、建築完了時から【30年】【40年】【50年】が経過した場合における共用部分の変更

【 $\gamma$ 案】  $\alpha$ 案又は $\beta$ 案のいずれかの事由が認められる場合における共用部分の変更

#### (2) 規約による多数決割合の緩和

多数決の割合を、区分所有者の頭数だけでなく議決権についても、規約で【過半数】まで減ずることができる。

（注1）区分所有建物が政令で指定された災害により大規模一部滅失をした場合の共用部分の変更決議の多数決割合の緩和については、別途、被災した区分所有建物の再生の円滑化に関

する方策（後記第4の1(1)カ）において取り上げている。

（注2）所在等不明区分所有者を決議の母数から除外することを可能とする仕組み（前記1(1)）

は、共用部分の変更決議の多数決要件を緩和するものでもある。

（注3）(1)ア【A案】又は【B案】を採った上で、共用部分の変更決議を出席者の多数決による  
5 決議を可能とする仕組みの対象とする案もある。

（注4）復旧決議（区分所有法第61条第5項）の多数決要件の緩和についても、併せて検討する必要がある。

（補足説明）

## 10 1 第7回会議における議論

これまで、共用部分の変更決議の多数決割合の緩和については、建替え決議におけるのと同様の客観的事由がある場合に多数決割合を引き下げる案について検討してきたが、第7回会議においては、㉞上記の客観的事由は、建替えをすることが相当である類型であって、共用部分の変更をすることが相当である類型ではないこと、㉟上記の客観的事由を除去するための工事は、保存行為と解されるものも含まれており、共用部分の変更として位置付けることは適当でないものがあることなどが指摘され、客観的事由をより  
15 概括的なものとすることを含めて再検討することとされた。

以下では、部会資料13からの変更点について説明している。

## 2 本文(1)ア【B案】について

20 部会資料13の第2の1㉟の【B案】では、一定の客観的事由がある場合には、多数決割合を【3分の2】に引き下げる案を提案していた。

もともと、現行法でも、耐震改修を行う必要がある区分所有建物において、その耐震改修が共用部分の変更に該当する場合には、普通決議でその変更を行うことができるとされていることを踏まえると（建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条）、本文イのような類型を客観的事由とする場合においては、過半数の賛成があれば、共用部分の変更を行うことに合理性があるとも考えられることから、本文ア【B案】では、多数決割合を【過半数】とする案も併せて提示している。

## 3 本文(1)ア【C案】について

30 第7回会議等では、共用部分の変更決議の円滑化については、多数決割合を引き下げるのではなく、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みによるべきであるとの意

見があった。

そこで、部会資料13の第2の(注2)で出席者の多数決による決議を可能とする仕組みについて取り上げていたものを本文で明記することとし、本文(1)ア【C案】として取り上げている。

5 他方で、本文(1)ア【A案】又は【B案】を採った上で、共用部分の変更決議を出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする案もあることから、本文(注3)で注記している。

#### 4 本文(1)イ【α案】について

10 部会資料13の第2補足説明2では、「共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、その瑕疵を除去するために必要となる共用部分の変更」について、多数決割合を緩和するものとする案を取り上げていた。この案は、権利侵害のおそれがある瑕疵が存在する区分所有建物において、その瑕疵を除去するために行う共用部分の変更については、緩和された多数決割合であっても、多数の区分所有者が賛成しているのであれば、合理性が担保されるという基本的な考え方に立つものである。

15 もっとも、設置又は保存の瑕疵は共用部分のみにあるとは限らず、専有部分に瑕疵があつて、その瑕疵を除去するためには共用部分の変更を要する場合もあり得るものと考えられる。また、瑕疵を除去するために必要となる変更行為に限定すると、瑕疵の除去に関連して建物の模様替えをすることが適当なケースにおいて対応が困難になってしまう  
20 と考えられる。

そこで、本文(1)イ【α案】では、区分所有建物の設置又は保存の瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更について、多数決割合を緩和することを提案している。

#### 4 区分所有建物の管理に関する区分所有者の義務（区分所有者の責務）

25 区分所有建物の管理に関する区分所有者の義務に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

区分所有者は、区分所有者の団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を円滑に行うことができるよう、相互に協力しなければならない。

30 (注) 本文とは別に、区分所有者は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を適正かつ円滑に行わなければならないものとする案もある。

(補足説明)

本文は、部会資料13の第3と基本的に同様である。管理に関する相互協力義務の根拠は、各区分所有者が法律上当然に区分所有者の団体の構成員となることにあることを踏まえて、区分所有者の団体の構成員としての義務であることを明記している。

他方で、第8回会議においては、区分所有者の義務の内容につき、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を適正かつ円滑に行わなければならないものとしてはどうかとの意見があったことから、本文(注)で注記している。

これに対しては、所有者が建物の管理を適正かつ円滑に行わなければならないのは、区分所有建物に限られるものではないため、区分所有法にそのような規律を設けることには慎重な検討が必要であるとの指摘が考えられる。

## 5 専有部分の保存・管理の円滑化

### (1) 他の区分所有者の専有部分等の保存請求

区分所有法第6条第2項前段の規律を次の下線部のように改める。

区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用又は保存を請求することができる。

(補足説明)

部会資料14の第1の3と同じである。

### (2) 専有部分の使用等を伴う管理(配管の全面更新等)

専有部分の使用等を伴う共用部分の管理に関し、次のような規律を設ける。

① 専有部分の使用又は形状の変更を伴う共用部分の管理に関する事項は、規約に特別の定めがあるときは、集会の決議で決することができる。

② 専有部分の使用又は形状の変更を伴う共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分の変更の決議と同様の多数決要件(前記3参照)の下で、集会の決議で決することができる。



- ③ ①及び②の決議においては、専有部分の利用状況及び区分所有者が支払った対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない。

5 (補足説明)

部会資料12の第2の2と基本的に同様である。

本文①及び②においては、配管の全面更新を行う際には、専有部分の使用にとどまらず、専有部分に属する配管の交換を行うことも考えられることから、専有部分の使用又は形状の変更を伴うものを対象とするよう改めている。

10 本文③においては、専有部分の使用又は形状の変更を伴う行為がされることから、区分所有者間の利害の衡平を図るに当たっては、専有部分の利用状況についても考慮する必要があることを明記している。

### (3) 管理組合法人による区分所有権等の取得

15 管理組合法人による区分所有権等の取得に関し、次のような規律を設ける。

管理組合法人は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合には、区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上の多数による集会の決議で、当該建物の区分所有権又は区分所有者が当該建物及び当該建物が所在する土地と一体として管理又は使用をすべき土地を取得することができる。

20

(補足説明)

部会資料14の第2では、管理組合法人が取得することができる土地は、建物の敷地に隣接する土地に限定することを提案していたが、第8回会議では、敷地に隣接していない土地であっても、建物の敷地として管理すべき場合には、取得対象とすべきとの意見があった。

25

建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な範囲内の行為は、管理組合法人の目的の範囲内であると考えられるところ、敷地に直接隣接していない土地であっても、建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする土地を敷地とする目的で取得することは、管理組合法人の目的の範囲内であるといえると考えられる（区分所有法第5条第1項参照）。

30

そこで、本文では、管理組合法人は、隣接地に限らず、「区分所有者が当該建物及び当該建物が所在する土地と一体として管理又は使用をすべき土地」を取得することができることを提案している。

5 (4) 区分所有者が国外にいる場合における国内管理人の仕組み

区分所有者が国外にいる場合における国内管理人に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

10 ① 区分所有者は、国内に住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所を有する者のうちから管理人（以下「国内管理人」という。）を選任することができる。

② 国内管理人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

15 ㊦ 保存行為

① 専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

㊧ 集会の招集の通知の受領

㊨ 集会における議決権の行使

20 ㊩ 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済

③ 区分所有者と国内管理人との関係は、②に定めるもののほか、民法の委任に関する規定に従う。

25 (注1) 本文①とは別に、区分所有者は、国内に住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所を有せず、又は有しないこととなる場合には、正当な理由があるときを除いて、専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内管理人を選任しなければならないとする案もある。

(注2) 専有部分が数人の共有に属する場合には、共有者全員が国内に住所等を有せず、又は有しないことになるときに、国内管理人を選任する仕組みとすることを想定している。

(補足説明)

部会資料14の第3と基本的に同様である。

本文②④においては、専有部分の管理人として行うべき債務の弁済事務を、現行法の規律を踏まえて整理している（区分所有法第7条第1項参照）。

5 本文②は、国内管理人との間の交渉等が円滑に進められるよう、国内管理人に与えられる権限を明示するものであるから、委任契約でこの権限の全部又は一部を失わせる特約をすることはできないと解される。この趣旨を明らかにするため、本文③では、「②に定めるもののほか、民法の委任に関する規定に従う」としている。

10 専有部分が数人の共有に属することもあり得るが、その場合には、共有者の一部でも国内にいれば、その者との間で連絡を取ることが比較的容易であり、特別の管理人の仕組みを設ける必要性は高くないと考えられる。そこで、本文の仕組みは共有者の全部が国外にいるケースを想定している旨を、本文（注2）で注記している。

## 6 共用部分等に係る請求権の行使の円滑化

15 区分所有建物の共用部分等に係る請求権の行使に関する区分所有法第26条第2項、第4項及び第5項につき、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

① 管理者は、区分所有法第18条第4項（第21条において準用する場合を含む。）

20 の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金（以下「共用部分等に係る請求権」という。）の請求及び受領について、共用部分等に係る請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（以下「前区分所有者」という。）に限る。以下同じ。）を代理する。

② 管理者は、規約又は集会の決議により、①に規律する事項に関し、共用部分等に係る請求権を有する者のために、原告又は被告となることができる。

25 ③ ①及び②の規律は、管理者に対して別段の意思表示をした前区分所有者については、適用しない。

④ 管理者は、②の規約により原告又は被告となったときは、遅滞なく、共用部分等に係る請求権を有する者にその旨を通知しなければならない。管理者が②の集会の決議により原告又は被告となった場合において、共用部分等に係る請求権を有する者が前区分所有者であるときも、同様とする。

30 ⑤ ④前段の場合において、共用部分等に係る請求権を有する者が区分所有者である

ときは、区分所有法第35条第2項から第4項までの規定を準用する。

(注1) 本文とは別に、共用部分等に係る請求権が発生した後に区分所有権が譲渡された場合には、管理者は、㉞原則として、その請求又は受領について、現在の区分所有者を代理し、規約又は集会の決議により訴訟追行することができることとし、㉞㉞の例外として、共用部分等に係る請求権は管理者のみが行使し、各区分所有者は損害賠償請求権等を個別に行使することができないものとする規約又は集会の決議がある場合には、現在の区分所有者及び区分所有者であった者を代理し、規約又は集会の決議により訴訟追行することができるとする規律を設ける考え方がある。

(注2) 本文に加え、共用部分等に係る請求権の発生後に区分所有権が譲渡された場合には、別段の合意がない限り、当該共用部分等に係る請求権は、譲受人に移転するものとする規律を設ける考え方もある。

(補足説明)

1 部会資料15の第1と基本的に同様である。

本文③では、別段の意思表示をする相手方は管理者であることを明記している。

本文④では、第8回会議において、集会の決議により管理者が共用部分等に係る請求権を有する者のために原告又は被告となった場合であっても、共用部分等に係る請求権を有する者が前区分所有者であるときは、前区分所有者に対する通知の必要があるとの指摘があったことから、後段の規律を付加している。

2 第8回会議では、原始規約において、(注1)㉞の、共用部分等に係る請求権は管理者のみが行使し、区分所有者による個別行使を禁止する旨が定められている場合につき、本文③の別段の意思表示の有無を問わず、管理者が前区分所有者を代理し、訴訟追行することができることとしてはどうかとの意見があった。

しかし、本文の考え方は、規約の定めは区分所有権を譲渡した前区分所有者を拘束しないという基本的な理解を前提に、規約の定めの有無にかかわらず、共用部分等に係る請求権の個別行使の負担から、前区分所有者の便宜のために、その意思に反しない限りにおいて、管理者による請求権の代理行使、訴訟追行を認めるものであるのに対し、(注1)の考え方は、区分所有権を譲渡した前区分所有者にも規約の定めが及ぶものとするものであって、基本的な発想を異にしているように思われる。また、原始規約に定めがある場合にのみ前区分所有者が規約に拘束され続け、規約変更により同様の定め

がされた場合には前区分所有者はその拘束から脱することができるとする根拠は必ずしも明らかでなく、実務上も、その定めがいつから存在するかを確認しなければならないことになり、処理が複雑になるものと考えられる。

そのため、前記の意見は、本文では取り上げていない。

- 5 3 第8回会議では、(a)損害保険金及び損害賠償金の請求及び受領に限って、(b)委任に関する民法第646条の規定の適用を除外し、受領した金銭を返還することを要しないこととしてはどうかとの意見があった。

10 しかし、(a)不当利得は、共用部分における不法占有等が念頭に置かれているところ、損害賠償金と競合して発生することも多いと考えられ、不当利得だけを他の請求権と区別する根拠は必ずしも明らかでないように思われる。また、(b)各区分所有者に属する損害賠償請求権等を行行使した結果受領した金銭であるのに、これを管理者が各区分所有者に返還する義務がないとする根拠も必ずしも明らかでない上、返還義務がないとすると、  
15 管理者がその金銭を取得することができることになり、管理者がその金銭を共用部分の管理のためではなく自己のために費消したとしても何らの責任も負わないことになりかねないように思われる。

そのため、前記の意見は、本文では取り上げていない。

## 7 管理に関する事務の合理化

### (1) 集会におけるウェブ会議システムの活用

20 議長及び集会に出席した区分所有者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって集会を開催することができるとする規律を設けることについては、その意義及び情報通信技術に不慣れな議長や区分所有者に与える影響を踏まえ、引き続き検討する。

25 (補足説明)

部会資料15の第2の1と同じである。

### (2) 事務の報告義務違反に対する罰則

30 事務の報告義務違反に対する罰則に関する区分所有法第71条第4号の規律を次の下線部のように改めることについては、報告義務の意義を踏まえて慎重に検討す

る。

第43条（第47条第12項（第66条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される場合及び第66条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

5

（補足説明）

部会資料15の第2の2と同じである。

### （3） 規約の閲覧方法のデジタル化

10

規約の閲覧に関する区分所有法第33条第2項の規律を次のように改める。

① 区分所有法第33条第1項の規定により規約を保管する者（以下「規約の保管者」という。）は、利害関係人の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による規約の閲覧を拒んではならない。

15

㊦ 規約が書面をもって作成されているとき 当該書面の閲覧

① 規約が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの当該規約の保管場所における閲覧

20

② ①イの場合には、規約の保管者は、①の請求をした利害関係人に対し、①イの方法による閲覧をさせることに代えて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。

（補足説明）

部会資料15の第2の3と同じである。

25

### 8 区分所有建物が全部滅失した場合における敷地等の管理の円滑化

区分所有建物が全部滅失した場合の敷地等の管理に関し、次のような規律を設ける。

区分所有建物が全部滅失した場合（建物取壊し制度又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合を含む。）において、その建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったとき又はその建物の附属施設が数人で共有されていると

30

きは、その権利（以下「敷地共有持分等」という。）を有する者は、区分所有建物が全部滅失した時から起算して【5年】が経過するまでの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

（注1）本文の規律を設ける場合には、被災区分所有建物の再建等に関する法律（平成7年法律第43号。以下「被災区分所有法」という。）における敷地共有者等集会の仕組みを維持するかどうかを併せて検討する必要がある。

（注2）集会においては、敷地や附属施設に変更を加える行為（区分所有法第17条第1項、第21条）や管理に関する事項（区分所有法第18条、第21条）についても決議をすることができるものとするを想定している。

（注3）本文に加え、区分所有建物が全部滅失した時から1か月を経過する日の翌日以後区分所有建物が全部滅失した日から起算して【5年】を経過する日までの間（区分所有建物が取壊し制度又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合には、区分所有建物が取り壊された日から起算して【5年】を経過する日までの間）は、⑦法律上、土地等の共有物分割請求をすることができないものとする考え方や、①新たな敷地共有者等集会等の仕組みを用いて、集会の普通決議で共有物分割請求を禁ずることができるものとする考え方がある。

（注4）本文の規律により開催される集会についても、所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組み（前記1(1)）や出席者の多数決による仕組み（前記1(2)）の対象とすることを想定している。

#### （補足説明）

部会資料15の第3の1と基本的に同様である。

部会資料11及び15では、区分所有建物が全部滅失した時から起算して3年を経過するまでの間は、集会の開催等を可能とする案も提示していたが、この年数の適否自体についてはこれまで意見や指摘はなかった。他方で、第8回会議では、本文の規律に基づいて集会の開催等を行う期間を延長することを可能にしてはどうかとの指摘があった。本文の規律は、敷地共有持分権の行使を制約するものであり、延長を可能とすることについては慎重な検討が必要であるが、本文の規律が短期間で適用されなくすることについての懸念が示されたものと理解することが可能である。

また、前記の3年案を採用すると、被災区分所有法において、区分所有建物が全部滅失した場合における決議の特例の適用を受けられる期間は政令の公布の日から3年間とされ

ているため、その期間を経過した場合には当然に本文の規律の適用が受けられなくなって  
しまうことになるが、一般法として本文の規律を設けるのであれば、被災区分所有法にお  
ける特例の期間よりも長期間とし、被災区分所有建物の区分所有者にも本文の規律を利用  
できるようにしておくことが適当であるようにも思われる。

5       そこで、本文では、差し当たり、【5年】案のみを挙げることにしている。

(紺野委員の提案についての補足説明)

1   第8回会議において、紺野委員から、区分所有建物の管理の円滑化に関する次のよう  
な提案があった。

- 10       ① 法人化していない区分所有者の団体において、区分所有者以外の第三者を管理  
者として選任する場合には、監事を選任しなければならないものとする。
- ② 法人化していない区分所有者の団体の名義で不動産登記をすることができるも  
のとする。
- 15       ③ 管理組合法人を非法人化して区分所有者の団体とする場合には、区分所有法第  
55条の2以下の清算手続を経る必要がないものとする。
- ④ 管理費等債権を抵当権の被担保債権に優先させるものとする。
- ⑤ 管理費等債権に係る債務を集会における一定の多数決で免除することができる  
ものとする。

2   第8回会議では、これらの提案に賛成する意見は特になかった。これらの提案につい  
ては、以下の指摘が考えられるところであり、規律を設ける必要性や現行法制との整合  
20       性の観点から、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

3   本文①については、㉞区分所有法上、管理者が区分所有者であるか第三者であるかを  
問わず、管理者は、区分所有者に対して善管注意義務を負い（区分所有法第28条にお  
いて準用する民法第644条）、その義務に違反して区分所有者に損害を与えたときは損  
25       害賠償責任を負うこととされているのであり（民法第415条、第709条）、第三者が  
管理者となる場合に限って特別の規律を設ける根拠が必ずしも明らかでない、㉟マンシ  
ョンについては、国土交通省において、管理会社が管理者となる形の第三者管理に関す  
る課題につきマンション政策の観点から検討が進められており、商業ビルなどを含む民  
＝民の法律関係を規律する区分所有法において対応する必要性の有無について慎重な検  
30       討が必要である、といった指摘が考えられる。



4 本文②については、一般に、権利能力なき社団名義で不動産登記をすることは認められていないのであり、区分所有者の団体に関してのみ特別の取扱いをすることについては、現行法制との整合性の観点から慎重な検討が必要であると考えられる。

5 本文③については、一般に、法人を非法人化して権利能力なき社団とする場合には清算手続を要することとされているのであり、管理組合法人に関してのみ特別の取扱いをすることについては、現行法制との整合性の観点から慎重な検討が必要であると考えられる。

6 本文④については、⑦債権の優先劣後関係は、様々な種類の債権がある中で全体としてバランスを図る必要があるのであり、管理費等債権を抵当権に優先させるべきかどうかは、租税債権や労働債権なども抵当権に優先することとはされていないこと等も踏まえて慎重に検討する必要がある、①管理費等債権を抵当権よりも優先させることとした場合には、融資の際に与信リスクについて厳しい審査がされることになるなど、区分所有権の取引に影響が生ずるおそれがあるといった指摘が考えられる。

7 本文⑤については、実務上、管理費債権等に係る債務の免除は普通決議であることができると判断した裁判例があり、規律を設ける必要性の有無について、慎重に検討する必要があると考えられる。

## 第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

### 1 建替えを円滑化するための仕組み

#### 20 (1) 建替え決議の多数決要件の緩和

区分所有法第62条第1項の規律を次のように改めることについて、引き続き検討する。

#### ア 法定の多数決割合の緩和

##### ① 法定の多数決割合

25 【A案】 基本的な多数決割合を区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とした上で、②の客観的事由がある場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上とする。

30 【B案】 基本的な多数決割合を現行法どおり区分所有者及び議決権の各5分の4以上とした上で、②の客観的事由がある場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とする。

② 客観的事由

【 $\alpha$ 案】 区分所有建物につき、

① 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない

② 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

③ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【 $\beta-1$ 案】 ①から③までに加え、区分所有建物につき、

④ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【 $\beta-2$ 案】 ①から③までに加え、区分所有建物につき、

⑥ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過したのいずれかの事由が認められる場合とする。

【 $\beta-3$ 案】 区分所有建物が、①から③までに加え、④から⑥までの事由のいずれかが認められる場合とする。

イ 合意による多数決割合の緩和

区分所有者全員の合意により、多数決の割合を区分所有者及び議決権の各【4分の3】【3分の2】以上に引き下げることができるものとする。

（注1）区分所有建物が政令で指定された災害により大規模一部滅失をした場合の建替え決議の多数決割合の緩和については、別途、被災した区分所有建物の再生の円滑化に関する方策

(後記第4の1)において取り上げている。

(注2) 所在等不明区分所有者を決議の母数から除外することを可能とする仕組み(前記第1の1(1))は、建替え決議の多数決要件を緩和するものでもある。

(注3) ②の㉗から㉘までの存否については、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認を経ることとする考え方があるが、同様の事由につきマンション建替円滑化法制における行政の認定手続があることを踏まえつつ、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料12の第1の1と基本的に同様である。

第8回会議等において、本文ア②の客観的事由の存否については、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認を経ることとすべきとの意見があったが、これに対しては、同様の事由につき、現行マンション建替円滑化法制において特定行政庁が認定をする仕組みが整備されていることから、別途非訟手続を設けることは公的機関の業務の効率性や役割分担の観点から慎重な検討が必要であるとの指摘があった。

そこで、本文(注3)において、以上の点を注記している。

## (2) 建替え決議がされた場合の賃借権等の消滅

建替え決議がされた場合の賃借権等の消滅に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

### ア 建替え決議がされた場合の賃借権の消滅

#### (ア) 存続期間中の賃借権の消滅

【A案】① 建替え決議においては、区分所有法第62条第2項所定の事項のほか、次の事項を定めなければならない。

㉗ 建物の取壊しの工事の着手時期の目安

㉘ 専有部分の賃貸借が終了する日

② ①㉗に規律する着手時期の目安は、①㉘に規律する日後【1か月以内】としなければならない。

③ 建替え決議の日から①㉘に規律する日までの期間は、【6か月】【1年】を下ってはならない。

④ 専有部分の賃貸借は、①㉘に規律する日が満了した時に終了する。

【B案】① 建替え決議があったときは、建替え決議に賛成した各区分所有者、  
建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者  
(これらの者の承継人を含む。)若しくはこれらの者の全員の合意によ  
り指定された者又は専有部分の賃貸人である区分所有者は、専有部分  
の賃借人に対し、賃借権消滅請求をすることができる。

② ①の規律により賃借権消滅請求がされた時から【4か月】【6か月】  
が経過したときは、専有部分の賃借権は、消滅する。

③ ①の規律により賃借権消滅請求を受けた専有部分の賃借人は、②の  
規律により専有部分の賃借権が消滅したときは、賃借権消滅請求をし  
た者に対し、賃借権の消滅により通常生ずる損失の補償金の支払を請  
求することができる。

④ ③の規律により請求を受けた者(専有部分の賃貸人である区分所有  
者を除く。)は、補償金の支払をしたときは、専有部分の賃貸人である  
区分所有者に対して求償権を有する。

(イ) 更新等に関する借地借家法の適用除外

建替え決議があった場合において、専有部分の賃貸人が賃借人に対し賃貸  
借の更新の拒絶の通知又は賃貸借の解約の申入れをするときは、借地借家法  
(平成3年法律第90号)第26条第2項、第27条第2項及び第28条(更  
新拒絶、解約申入れの正当事由等に関する規律)の規定は、適用しない。

(注1) 期間や使用及び収益の目的の定めのある使用貸借についても(7)と同様の規律を設け  
ることにつき、引き続き検討する。

(注2) (7)【A案】については、専有部分の賃借人は、【A案】の規律により賃貸借が終了し  
たときは、賃貸人に対し、一定の補償金の支払を求めることができるものとする考え方  
がある。

(注3) (7)【A案】①④に規律する日につき、建替え決議の成立後、集会の決議により変更  
する(賃貸借が終了する日までの期間を延長する)ことができるものとする考え方がある。

(注4) (7)【B案】については、建替え決議の前後に補償金目当てで濫用的に賃借権が設定  
されることを防止する仕組みの要否について、併せて検討する必要がある。

(注5) (7)【B案】については、その対象をいわゆる特定要除却要件(前記(1)②㉞~㉟参照)

を満たす客観的事由がある区分所有建物に限定した上で、当該客観的事由の存否の認定や補償金額の相当性について認定するための非訟事件の手続を創設すべきであるとする考え方があがるが、同様の客観的事由につきマンション建替円滑化法制における認定手続があることを踏まえつつ、引き続き検討する。

5 (注6) (7) 【B案】②③については、補償金の支払と賃借権の消滅による明渡しとを同時履行とする考え方があがる。

(注7) (7) 【B案】③の「賃借権の消滅により通常生ずる損失の補償金」は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）における借家人が受ける補償（いわゆる通損補償）と同水準とすることを想定しているが、公共用地の取得の場合との異同を踏まえ、引き続き検討する。

10 (注8) (7) 【B案】③の補償金額については、本文とは別に、区分所有権及び敷地利用権の時価を上限とする相当額とする考え方があがる。

(注9) 非区分所有建物を区分所有建物とすることによって賃貸人が賃借権を不当に消滅させることを防止する規律を設けることにつき、引き続き検討する。

15

（補足説明）

部会資料16の第1の1と基本的に同様である。

第8回会議では、【A案】③の期間について【1年】とする意見があつたことから、これを付加している。

20 【B案】については、建替え決議の前後に補償金目当てで濫用的に賃借権が設定されることを防止する仕組みが必要であるとの指摘があつたことから、(注4)にその旨を注記している。

また、【B案】については、①その対象をいわゆる特定要除却要件を満たす客観的事由がある区分所有建物に限定した上で、その存否の認定や補償金額の相当性について認定するための非訟事件の手続を創設すべきであるとの意見や、②補償金の支払と賃借権の消滅による明渡しとを同時履行とするべきであるとの意見もあつたことから、それぞれ(注5)及び(注6)に注記している。

さらに、【B案】については、補償金額を公共用地の取得の場合と同様の水準とすることについて慎重な意見もあつた。そこで、(注7)において、補償金額の水準については、「公共用地の取得の場合との異同を踏まえ」て検討する必要がある旨明確にしている。

30

イ 建替え決議がされた場合の配偶者居住権の消滅

建替え決議がされた場合の配偶者居住権の消滅に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

5 【A案】① 建替え決議においては、区分所有法第62条第2項所定の事項のほか、次の事項を定めなければならない。

㊦ 建物の取壊しの工事の着手時期の目安

④ 専有部分の配偶者居住権が消滅する日

10 ② ①㊦に規律する着手時期の目安は、①④に規律する日後【1か月以内】としなければならない。

③ 建替え決議の日から①④に規律する日までの期間は、【6か月】【1年】を下ってはならない。

④ 専有部分の配偶者居住権は、①④に規律する日が満了した時に消滅する。

15 【B案】① 建替え決議があったときは、建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）若しくはこれらの者の全員の合意により指定された者又は配偶者居住権が設定された専有部分の区分所有者は、専有部分の配偶者居住権を有する者に対し、配偶者居住権消滅請求をすることができる。

20 ② ①の規律により配偶者居住権消滅請求がされた時から【4か月】【6か月】が経過したときは、専有部分の配偶者居住権は、消滅する。

25 ③ ①の規律により配偶者居住権消滅請求を受けた専有部分の配偶者居住権を有する者は、②の規律により専有部分の配偶者居住権が消滅したときは、配偶者居住権消滅請求をした者に対し、配偶者居住権の消滅により通常生ずる損失の補償金の支払を請求することができる。

④ ③の規律により請求を受けた者（配偶者居住権が設定された専有部分の区分所有者を除く。）は、補償金の支払をしたときは、配偶者居住権が設定された専有部分の区分所有者に対して求償権を有する。

30 (注1)【B案】については、その対象を、いわゆる特定要除却要件（前記(1)②㊦～㊧参照）を

満たす客観的事由がある区分所有建物に限定した上で、当該客観的事由の存否の認定や補償金額の相当性について認定するための非訟事件の手続を創設すべきであるとする考え方がある。

5 (注2)【B案】②③については、補償金の支払と配偶者居住権の消滅による明渡しとを同時履行とする考え方がある。

(注3)【B案】③の「配偶者居住権の消滅により通常生ずる損失の補償金」は、公共用地の取得に伴う損失補償基準における配偶者居住権者が受ける補償（いわゆる通損補償）と同水準とすることを想定しているが、公共用地の取得の場合との異同や配偶者居住権の特質を踏まえ、引き続き検討する。

10 (注4)【B案】③の補償金額については、本文とは別に、区分所有権及び敷地利用権の時価を上限とする相当額とする考え方がある。

(補足説明)

部会資料16の第1の2と基本的に同様である。

15 第8回会議では、賃借権の消滅に関するものと同様の意見があったことから、本文及び(注1)から(注3)までにおいて反映している。

## ウ 建替え決議がされた場合の担保権の消滅

20 建替え決議がされた場合の担保権の消滅に関する規律を設けることの是非については、賃借権等の利用権との異同を踏まえ、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料16の第1の3と同じである。

## 2 多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消

### (1) 建物・敷地の一括売却、建物取壊し等

区分所有関係の解消及び区分所有建物の再生のための新たな制度として、次のような規律を設ける。

#### ア 建物敷地売却制度

30 ① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会におい

て、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の一定の多数決により、区分所有建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下「建物敷地売却決議」という。）をすることができる。

② 建物敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

ア 売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

イ 売却による代金の見込額

ウ 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項

③ ②ウの事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

#### イ 建物取壊し敷地売却制度

① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊し、かつ、これに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。②において同じ。）を売却する旨の決議（以下「建物取壊し敷地売却決議」という。）をすることができる。

② 建物取壊し敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

ア 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額

イ アに規律する費用の分担に関する事項

ウ 建物の敷地の売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

エ 建物の敷地の売却による代金の見込額

③ ②イの事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

#### ウ 取壊し制度

① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、集会において、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、当該区分所有建物を取り壊す旨の決議（以下「取壊し決議」という。）をすることができる。

② 取壊し決議においては、次の事項を定めなければならない。

ア 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額

イ アに規律する費用の分担に関する事項

③ ②イの事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

#### エ 再建制度



① 区分所有建物の全部が滅失した場合（建替え決議に基づき取り壊された場合を除き、ウの取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊された場合を含む。オにおいて同じ。）において、その区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、敷地共有者等集会において、その権利（以下「敷地共有持分等」という。）を有する者（以下「敷地共有者等」という。）の議決権の一定の割合の多数決により、滅失した区分所有建物に係る建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に建物を建築する旨の決議（以下「再建決議」という。）をすることができる。

② 再建決議においては、次の事項を定めなければならない。

ア 新たに建築する建物（以下「再建建物」という。）の設計の概要

イ 再建建物の建築に要する費用の概算額

ウ ①に規律する費用の分担に関する事項

エ 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

③ ②ウ及び②エの事項は、各敷地共有者等の衡平を害しないように定めなければならない。

#### オ 敷地売却制度

① 区分所有建物の全部が滅失した場合において、その区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の一定の多数決により、敷地共有持分等に係る土地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下「敷地売却決議」という。）をすることができる。

② 敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

ア 売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

イ 売却による代金の見込額

#### カ アからオまでの手続

(7) 集会の招集の通知

① アからオまでの各①の決議事項を会議の目的とする集会を招集するときは、区分所有法第35条第1項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも【2か月】前に発しなければならない。ただし、この期

間は、規約で伸長することができる。

- ② アからオまでの各①の決議事項を会議の目的とする集会を招集する場合において、区分所有法第35条第1項の通知をするときは、同条第5項に規定する議案の要領のほか、当該行為を必要とする理由（並びにアからウまでの各制度においては、当該行為をしないとした場合における当該建物の効用の維持又は回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳、建物の修繕に関する計画が定められている場合には当該計画の内容及び建物につき修繕積立金として積み立てられている金額）をも通知しなければならない。

(イ) 説明会の開催

アからオまでの各①の決議事項を会議の目的とする集会を招集した者は、当該集会の会日よりも少なくとも【1か月】前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者及び敷地共有者等に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

(注1) アからオまでのいずれについても、決議要件は、建替え決議と同様とすることを想定している（前記1(1)参照）。

(注2) アからオまでのいずれについても、決議がされた行為に参加しない区分所有者の区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有者等の敷地共有持分等は、売渡し請求によって、当該行為に参加する区分所有者又は敷地共有者等に集約させることとし、その手続は、建替え決議と同様とする（アからウまでについては、裁判による建物の明渡し猶予に関する規律を含む。）ことを想定している。

(注3) アからウまでについては、建替え決議がされた場合に賃借権等を消滅させる仕組みと同様の仕組みを設けることを想定している。

(注4) アからウまでについては、(注1)とは別に、建替え決議よりも多数決要件を重くすべきとする考え方がある。

(注5) エ及びオの敷地共有者等集会については、区分所有建物が全部滅失した場合の敷地等の管理を円滑化するための仕組みとして、別途取り上げている（前記第1の8参照）。

(注6) エ及びオに関しては、区分所有建物が全部滅失した後、再建決議や敷地売却決議を行うことができる期間に制限を設けるとともに、敷地の共有物分割請求を一定期間制限することについて、別途取り上げている（前記第1の8（注3）参照）。

(注7) ア、イ及びオについては、その要件（対象となる区分所有建物に一定の客観的事由があること等）の存否につき、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認を経ることとする考え方があるが、同様の事由につきマンション建替円滑化法制における行政の認定手続があることを踏まえつつ、引き続き検討する。

5

(補足説明)

部会資料16の第2の1と基本的に同様である。

第8回会議では、多数決による敷地の売却を可能とする制度（建物敷地売却制度、建物取壊し敷地売却制度及び敷地売却制度）については、反社会的勢力とみられる組織による地上げ行為が行われかねないとの懸念から、その要件（対象となる区分所有建物に一定の客観的事由があること等）の存否につき、認定や手続の監督のための非訟手続を創設するべきであるとの意見があった。

これに対しては、要件の存否については、同様の事由につき、現行マンション建替円滑化法制において特定行政庁が認定をする仕組みが整備されていることから、別途非訟手続を設けることは公的機関の業務の効率性や役割分担の観点から慎重な検討が必要であるとの指摘があるところであり、本文（注7）で注記している。

また、反社会的勢力による不当な地上げ行為については、暴力的要求行為として中止命令の仕組みや罰則が設けられており（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第16号参照）、本文の規律とは別に規制されるべきであるものと考えられる。非訟手続や行政手続のいずれによるにしても、決議に参加した区分所有者の属性まで審査するような仕組みは想定し難いところであり、不当な地上げ行為が行われるおそれと、本文の規律を設けるかどうかとは、別の問題として検討されるべきものと考えられる。

## (2) 全ての専有部分の工事を伴う共用部分の管理（一棟リノベーション決議）

いわゆる一棟リノベーション決議に関し、次のような規律を設ける。

集会においては、建替え決議と同様の多数決要件の下で（前記1(1)参照）、一棟リノベーション決議（全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更を伴う共用部分の管理に関する事項（その形状又は効用の著しい変更を伴うもの及び保存行為を含む。）についての決議をいう。）をすることができる。

(注) 一棟リノベーション決議において定めなければならない事項、集会の招集手続、決議に賛成

しなかった区分所有者の取扱い等については、建替え決議を参考に、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料12の第2の1と同じである。

5

### (3) 敷地の一部売却

区分所有建物の敷地の一部を売却することを可能とする新たな制度として、次のような規律を設ける。

10

① 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有法第22条第1項本文の定めにかかわらず、集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の一定の多数決により、当該敷地利用権の一部を売却する旨の決議（以下「一部敷地売却決議」という。）をすることができる。

② 一部敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

15

ア 売却の対象となるべき土地の区域

イ 売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

ウ 売却による代金の見込額

20

③ ①の決議事項を会議の目的とする集会を招集するときは、区分所有法第35条第1項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも【2か月】前に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。

④ ①の決議事項を会議の目的とする集会を招集する場合において、区分所有法第35条第1項の通知をするときは、同条第5項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

25

ア 敷地利用権の一部の売却を必要とする理由

イ 建物の敷地、共用部分及び専有部分の使用に及ぼす影響の有無及び程度

⑤ ③の集会を招集した者は、当該集会の会日よりも少なくとも【1か月】前までに、④の当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

30

(注1) 決議の多数決割合は、建替え決議の基本的な多数決割合と同様（【5分の4】又は【4分の3】以上。前記1(1)参照）とすることを想定しているが、客観的事由があることによ

ってこれを緩和することは想定していない。

(注2) 区分所有建物の敷地の一部の売却が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならないとの規律を設けるとの考え方がある。

(注3) 敷地の一部売却に参加しない区分所有者の保有する対象敷地の敷地利用権については、  
5 売渡し請求によって、これに参加する区分所有者に集約させることが考えられ、その手続は、建替え決議におけるものと同様とすることが考えられる。

(補足説明)

部会資料16の第2の2と同じである。

10

### 第3 団地の管理・再生の円滑化を図る方策

#### 1 団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地の管理の円滑化

団地内建物の全部又は一部が全部滅失した場合における団地内建物等の管理に関し、  
次のような規律を設ける。

15

一団地内にある数棟の建物（団地内建物）の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が団地内建物の所有者（区分所有建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合において、団地内建物の全部又は一部が全部滅失したとき（区分所有建物にあっては、建物取壊し制度又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときを含む。）は、滅失した建物の所有者であった者も含めて集会を開き、規約を定め、及び  
20 管理者を置くことができる。

(注1) 団地内建物の一部が全部滅失した場合については、被災区分所有法を参考に、再建承認決議、建替え承認決議、建替え再建承認決議及び一括建替え等決議の仕組みを設けた上で、それらの決議を本文により開催される集会で決議することができるものとするを想定している。

25

(注2) 本文に加えて団地の敷地等の共有物分割請求を制限する規律を設けるかどうかは、団地の敷地の共有物分割請求の規律（後記第3の4参照）との関係を踏まえて引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料15の第3の2と同じである。

30

## 2 団地内建物の建替えの円滑化

### (1) 団地内建物の一括建替え決議の多数決要件の緩和

団地内建物の一括建替え決議に関する区分所有法第70条の規律を次のように改めることについて、引き続き検討する。

#### ア 全体要件

##### (7) 法定の多数決割合の緩和

###### ① 法定の多数決割合

【A案】 基本的な多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とした上で、団地内建物の全部について②の客観的事由がある場合には、多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上とする。

【B案】 基本的な多数決割合を現行法どおり団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上とした上で、団地内建物の全部について②の客観的事由がある場合には、多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とする。

###### ② 客観的事由

【α案】 団地内建物の全部につき、

㉞ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない

㉟ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

㊱ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-1案】 ㉞から㊱までに加え、団地内建物の全部につき、

㊲ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める

基準に該当する

- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない  
5 のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-2案】 ⑦から⑨までに加え、団地内建物の全部につき、

- ⑩ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過した  
10 のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-3案】 団地内建物の全部につき、⑦から⑨までに加え、⑩から⑫までのいずれかの事由が認められる場合とする。

(イ) 合意による多数決割合の緩和

団地内建物の区分所有者全員の合意により、多数決の割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【4分の3】【3分の2】以上に引き下げることができるものとする。

15 イ 各棟要件

(7) 法定の多数決割合の緩和

① 法定の多数決割合

【A案】 区分所有法第70条第1項ただし書の多数決要件（いわゆる各棟要件）の多数決割合を、区分所有者及び議決権の各【過半数】とする。

20 【B案】 各棟要件の基本的な多数決割合を現行法どおり区分所有者及び議決権の各3分の2以上とした上で、②の客観的事由がある区分所有建物については、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【過半数】とする。

25 【C案】 区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成がある場合に限り一括建替え決議をすることができるという現行法の各棟要件の枠組みを改め、各棟につき区分所有者及び議決権の【3分の1以上】【2分の1以上】の反対がない限り一括建替え決議をすることができるものとする。

② 客観的事由

30 【α案】 当該区分所有建物につき、

⑦ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない

⑧ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

⑨ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-1案】 ⑦から⑨までに加え、当該区分所有建物につき、

⑩ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

⑪ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-2案】 ⑦から⑨までに加え、当該区分所有建物につき、

⑫ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過したのいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-3案】 当該区分所有建物が、⑦から⑨までに加え、⑩から⑫までのいずれかの事由が認められる場合とする。

#### (イ) 合意による多数決割合の緩和

団地内建物の区分所有者全員の合意により、各棟要件の多数決割合を【過半数】まで引き下げることができるものとする。

(注1) 所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組み(前記第1の1(1))は、一括建替え決議の全体要件及び各棟要件を緩和するものでもある。

(注2) イ(ア)①については、基本的には現行法どおり区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成がある場合に限り一括建替え決議をすることができるものとした上で、②の客



観的事由がある区分所有建物については、区分所有者及び議決権の【3分の1以上】【2分の1以上】の反対がない限り一括建替え決議をすることができるものとするとも考えられる。

(注3) イ(ア)①の【A案】及び【B案】については、本文の区分所有者及び議決権の各【過半数】とする案とは別に、各【5分の3以上】とするとも考えられる。

(注4) 全体要件及び各棟要件の㊦から㊧までの客観的事由の存否につき、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認を経ることとする考え方があるが、同様の事由につきマンション建替円滑化法制における行政の認定手続があることを踏まえつつ、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料17の1と基本的に同様である。

前記第2の1(1)と同様に、客観的事由について、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認を経ることとすべきとの意見があったことから、本文(注4)において注記している。

## (2) 団地内建物の建替え承認決議の多数決要件の緩和

団地内建物のうちの特定制物の建替え承認決議に関する区分所有法第69条第1項の規律を次のように改めることについて、引き続き検討する。

### ア 法定の多数決割合の緩和

#### ① 法定の多数決割合

【A案】 基本的な多数決割合を議決権の【3分の2以上】とした上で、特定建物に②の客観的事由がある場合には、多数決割合を議決権の【過半数】とする。

【B案】 基本的な多数決割合を現行法どおり議決権の4分の3以上とした上で、特定建物に②の客観的事由がある場合には、多数決割合を議決権の各【3分の2以上】とする。

【C案】 多数決割合を現行法どおり議決権の4分の3以上とした上で、建替え承認決議を、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象とする(前記第1の1(2)(注2)参照)。

【D案】 議決権の各4分の3以上の賛成による建替え承認決議がある場合に限り特定建物の建替えをすることができるという現行法の枠組みを改め、

建替え決議が成立した後、一定期間内に議決権の【4分の1以上】【3分の1以上】【2分の1以上】の反対による建替え不承認決議がない限り、特定建物の建替えをすることができるものとする。

② 客観的事由

【α案】 特定建物につき、

- ㊦ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない
  - ㊧ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない
  - ㊨ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する
- のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-1案】 ㊦から㊨までに加え、特定建物につき、

- ㊩ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する
  - ㊪ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない
- のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-2案】 ㊦から㊨までに加え、特定建物につき、

- ㊫ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過した
- のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-3案】 特定建物が、㊦から㊨までに加え、㊩から㊫までのいずれかの事由が認められる場合とする。

イ 規約による多数決割合の緩和

建替え承認決議の多数決要件を、団地建物所有者の団体又は団地管理組合法人の規約で、議決権の【3分の2以上】【過半数】まで減ずることができるものとする。

る。

(注1) 所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組み(前記第1の1(1))は、建替え承認決議の多数決要件を緩和するものでもある。

(注2) 特定建物の建替えが当該特定建物以外の建物(以下「当該他の建物」という。)の建替えに特別の影響を及ぼすべき場合における当該他の建物の区分所有者等の保護に関する区分所有法第69条第5項の規律は、維持することを前提としている。

(注3) 建替え承認決議の招集通知において、新たに建築する建物の設計の概要として、当該建物の建築による団地内建物の容積率等に対する影響について記載する運用の在り方については、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料17の2と基本的に同様である。

第8回会議では、建替え承認決議の招集通知において、新たに建築する建物の設計の概要として、当該建物の建築による団地内建物の容積率に対する影響についても記載する実務の在り方について検討すべきとの意見があったことから、本文(注3)において、この点を注記している。

### 3 団地内建物・敷地の一括売却

団地内建物の一括建物敷地売却決議に関し、次のような規律を設けることにつき、引き続き検討する。

#### (1) 一括建物敷地売却決議

団地内建物の全部が区分所有建物であり、当該団地内建物について団地管理規約が定められており、かつ、それらの所在する土地が当該団地内建物の団地建物所有者の共有に属する場合には、当該団地内建物の区分所有者で構成される団地建物所有者の団体又は団地管理組合法人の集会(以下「団地管理組合等の集会」という。)において、一定の多数決で、当該団地内建物及びその敷地利用権を一括して売却する旨の決議(以下「一括建物敷地売却決議」という。)をすることができる。

#### (2) 団地管理組合等の集会において必要とされる多数決要件(いわゆる全体要件)

##### ア 法定の多数決割合等

##### ① 法定の多数決割合

【A案】 基本的な多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とした上で、団地内建物の全部について②の客観的事由がある場合には、多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上とする。

5 【B案】 基本的な多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上とした上で、団地内建物の全部について②の客観的事由がある場合には、多数決割合を団地内建物の区分所有者及び議決権の各【4分の3】以上とする。

② 客観的事由

10 【α案】 団地内建物の全部につき、

㉞ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない

15 ㉟ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

㊱ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

のいずれかの事由が認められる場合とする。

20 【β-1案】 ㉞から㊱までに加え、団地内建物の全部につき、

㊲ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

25 ㊳ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-2案】 ㉞から㊱までに加え、団地内建物の全部につき、

30 ㊴ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過したのいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-3案】 団地内建物の全部につき、㉗から㉙までに加え、㉚から㉜までのいずれかの事由が認められる場合とする。

イ 合意による多数決割合

当該団地内建物の区分所有者全員の合意により、全体要件の多数決の割合を【4分の3】【3分の2】以上に引き下げることができるものとする。

(3) 各区分所有建物において必要となる賛成等（いわゆる各棟要件）

ア 法定の多数決割合等

① 法定の多数決割合

【A案】 一括建物敷地売却について各区分所有建物において必要となる多数決要件（いわゆる各棟要件）の多数決割合を、区分所有者及び議決権の各【過半数】とする。

【B案】 各棟要件の基本的な多数決割合を区分所有者及び議決権の各3分の2以上とした上で、②の客観的事由がある区分所有建物については、多数決割合を区分所有者及び議決権の各【過半数】とする。

【C案】 各棟につき区分所有者及び議決権の【3分の1以上】【過半数】の反対がない限り、一括建物敷地売却決議をすることができるものとする。

② 客観的事由

【α案】 当該区分所有建物につき、

㉗ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していない

㉘ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない

㉙ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当する

のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-1案】 ㉗から㉙までに加え、当該区分所有建物につき、

㉚ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準

に該当する

④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していない  
5 のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-2案】 ㉗から㉙までに加え、当該区分所有建物につき、

㉚ 建築完了時から【50年】【60年】【70年】が経過した  
10 のいずれかの事由が認められる場合とする。

【β-3案】 当該区分所有建物につき、㉗から㉙までに加え、㉘から㉚まで  
15 のいずれかの事由が認められる場合とする。

#### イ 合意による多数決割合

団地内建物の区分所有者全員の合意により、各棟要件に係る多数決割合を【過半数】まで引き下げることができるものとする。

(注1) 全体要件・各棟要件のいずれについても、所在等不明区分所有者を決議の母数から除外  
20 する仕組み(前記第1の1(1))の対象とすることを想定している。

(注2) 決議の手続については、団地内の建物の一括建替え決議を参考に引き続き検討する。

(注3) 全体要件・各棟要件のいずれについても、㉗から㉙までの客観的事由については、一括  
25 建物敷地売却の後に当該客観的事由を解消するための再生手法がとられることを想定して  
いる。

(注4) ア①の【A案】及び【B案】については、本文の区分所有者及び議決権の各【過半数】  
とする案とは別に、各【5分の3以上】とすることも考えられる。

(注5) 全体要件及び各棟要件の㉗から㉙までの客観的事由の存否につき、非訟事件の手続を設  
30 けて、裁判所の確認を経ることとする考え方があるが、同様の事由につきマンション建替  
円滑化法制における行政の認定手続があることを踏まえつつ、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料17の3と基本的に同様である。

前記第2の1(1)と同様に、客観的事由について、非訟事件の手続を設けて、裁判所の確認  
35 を経ることとすべきとの意見があったことから、本文(注5)において注記している。

#### 4 団地の敷地の分割

団地の敷地を分割する仕組みとして、次のような規律を設けることについて、団地内の区分所有建物の管理不全状態の解消を確保することができるかという観点を踏まえ、引き続き検討する。

##### (1) 団地の敷地の共有物分割の請求

一団地内に数棟の区分所有建物があって、その団地内の土地（これらに関する権利を含む。）がそれらの区分所有建物の区分所有者の共有に属する場合において、団地内の特定の区分所有建物（以下「特定建物」という。）に次の【アからウまで】【アからオまで】のいずれかの事由があるときは、それらの区分所有建物の区分所有者は、当該土地から特定建物の敷地の現物を分割する方法による共有物の分割を裁判所に請求することができる。

ア 特定建物が、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないと認められるとき。

イ 特定建物が、火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないと認められるとき。

ウ 特定建物が、外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すると認められるとき。

エ 特定建物が、給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すると認められるとき。

オ 特定建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないと認められるとき。

（注1）専有部分と敷地利用権の分離処分禁止の原則や各種の行政上の規制等に照らし、敷地の現物を分割する方法により適切に共有物を分割することができないときは、共有物分割請求が棄却されることを想定している。

（注2）敷地分割の後に特定建物の客観的事由が解消されることを確保する方法については、裁

判手続は敷地の分割が実現することで終了することを踏まえ、引き続き検討する。

(注3) 共有物分割の請求は、特定建物の区分所有者のうち多数のもの又は団地内の区分所有者全体のうち多数のものが行わなければならないものとする方向で、引き続き検討する。

5 (補足説明)

部会資料17の4(1)と同じである。

## (2) 団地の敷地共有持分に設定された担保権の取扱い

10 団地内の区分所有建物の専有部分に係る敷地共有持分に先取特権、質権若しくは  
15 抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め  
又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」という。)に係る権利が存する場  
合において、(1)の規律により特定建物の敷地が現物を分割する方法により団地の敷  
地から分割されたときは、当該担保権等の登記に係る権利は、その設定者又は設定  
後に敷地共有持分を取得した第三取得者が取得する敷地共有持分に当然に集中し、  
それ以外の土地を目的とする担保権等の登記に係る権利は存続しないものとする。

(注) 団地内の区分所有建物全てについて分離処分可能規約がある場合には適用しないものとする  
方向で、引き続き検討する。

(補足説明)

20 部会資料17の4(2)と同じである。

## 第4 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

### 1 被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和

#### (1) 大規模一部滅失

25 政令で定める災害により大規模一部滅失をした区分所有建物の建替え等の多数決  
要件の緩和に関し、次のような規律を設ける。

#### ア 建替え決議に関する規律の創設

30 政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合においては、  
区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上の多数で、  
建替え決議をすることができる。



イ 建物敷地売却決議に関する規律の見直し

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各【3分の2】以上の多数で、建物敷地売却決議をすることができる。

ウ 建物取壊し敷地売却決議に関する規律の見直し

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各【3分の2】以上の多数で、建物取壊し敷地売却決議をすることができる。

エ 取壊し決議に関する規律の見直し

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合においては、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上の多数で、取壊し決議をすることができる。

オ 復旧決議に関する規律の創設

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合においては、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

カ 共用部分の変更決議に関する規律の創設

政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合においては、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各【3分の2】以上の多数で、共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）の決議をすることができる。

(2) 全部滅失

政令で定める災害により全部滅失した区分所有建物の再建等の多数決要件の緩和に関し、次のような規律を設ける。

ア 再建決議に関する規律の見直し

政令で定める災害により区分所有建物が全部滅失した場合においては、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の【3分の2】以上の多数で、再建

決議をすることができる。

#### イ 敷地売却決議に関する規律の見直し

政令で定める災害により区分所有建物が全部滅失した場合においては、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の【3分の2】以上の多数で、敷地売却決議をすることができる。

(注1) 本文とは別に、いずれの多数決割合についても、【4分の3】以上とする考え方がある。

(注2) 団地内建物の全部又は一部が政令で指定された災害により大規模一部滅失又は全部滅失した場合についても、本文の規律を踏まえ、多数決要件を緩和する方向で引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料18の1と同じである。

## 2 大規模一部滅失時の決議可能期間の延長

大規模一部滅失時の決議可能期間の規律を次のように改める。

政令で定める災害により大規模一部滅失をした区分所有建物に係る前記1(1)の各決議は、その政令の施行の日から起算して【3年】を経過する日までの間、行うことができるものとする。

(注) 全部滅失の場合も含め、決議可能期間である3年間を経過した後であっても、災害を再指定する政令を制定することにより、決議可能期間の延長を可能とすることについて、引き続き検討する。

(補足説明)

部会資料18の2と同じである。